

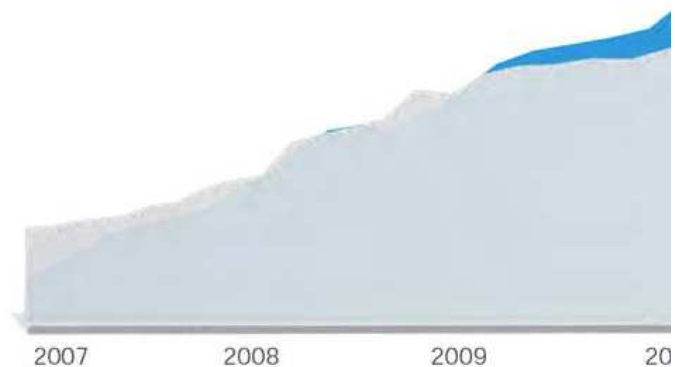
May 17, 2012 LASDEC@名古屋

マイナンバー制度と電子自治体 地域ガバナンスのこれから

須藤 修（東京大学大学院情報学環）
Osamu Sudoh (The Univ. of Tokyo)

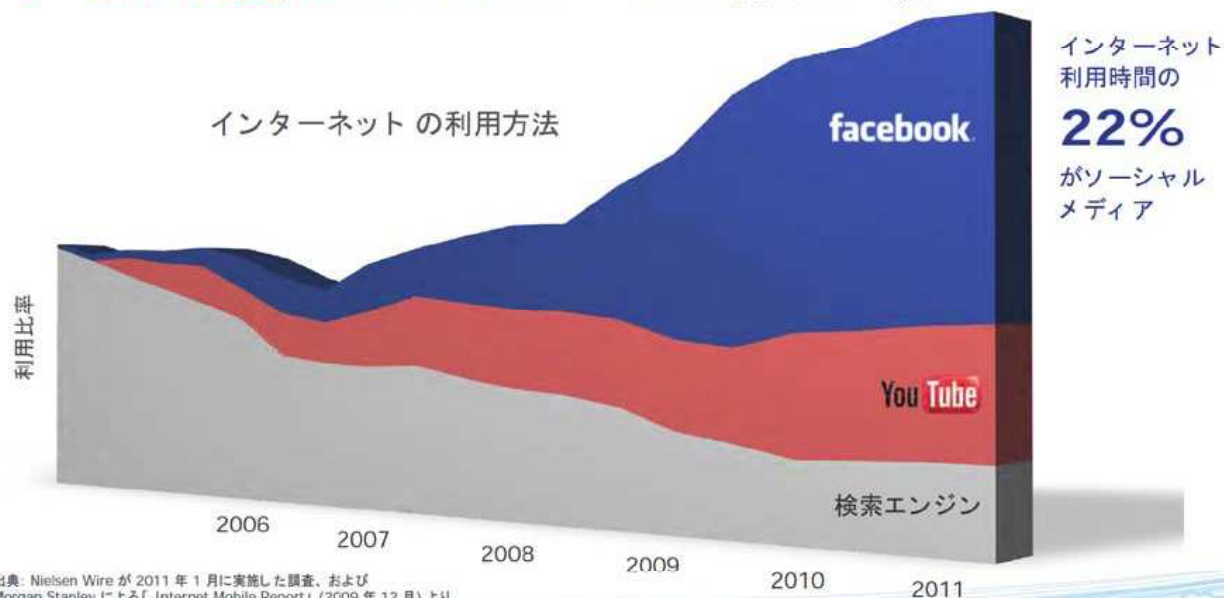
Social Network and eGov

ソーシャル革命 - ソーシャルメディアがメールを追い



出典: comScore が 2011 年 5 月に実施した調査より

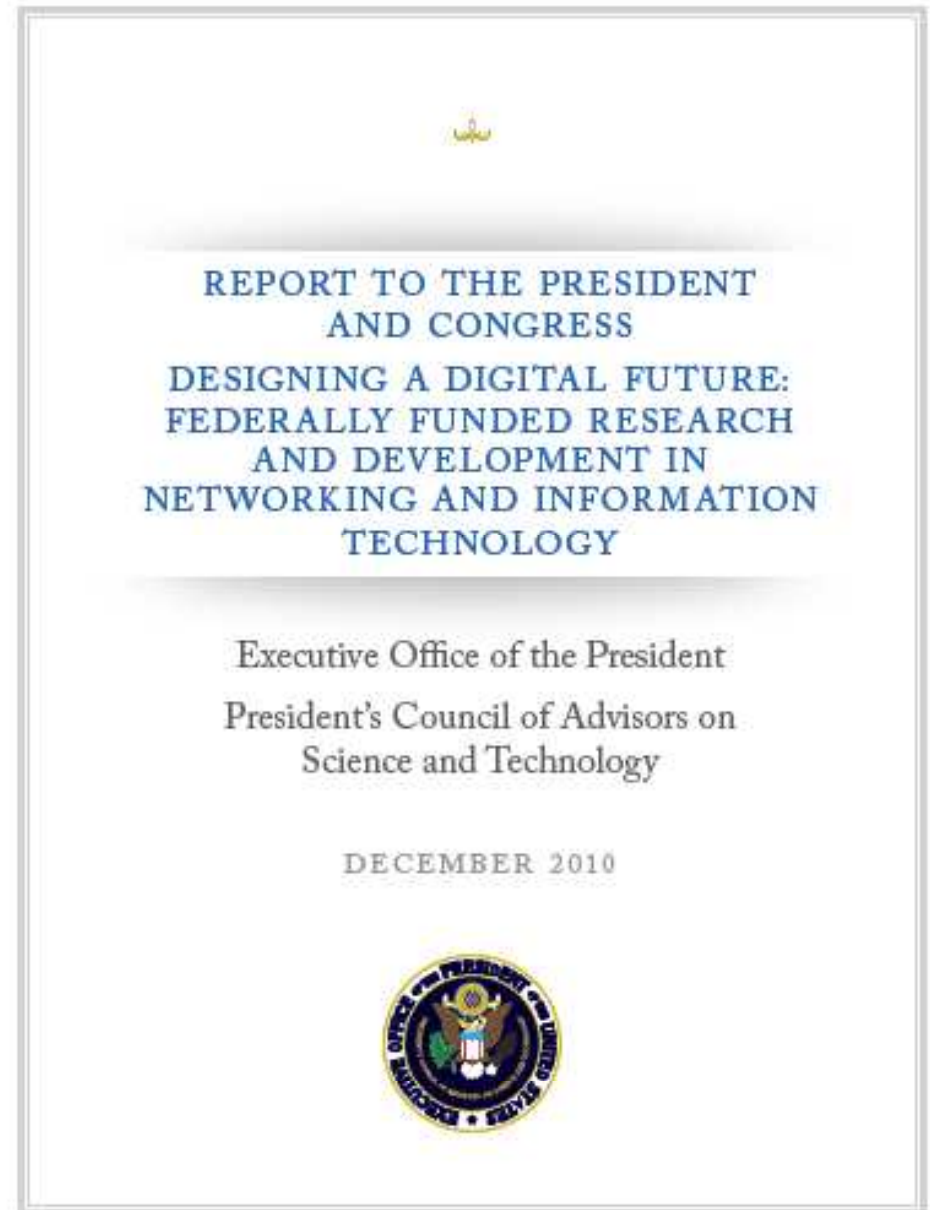
ソーシャル革命 - Facebook が Web 利用の主流に



出所: Salesforce.com(Oct. 2011)

NIT for Democracy

- Information technology is transforming government operations and opening new communication channels between government and citizens. A broad vision going by the name of digital democracy envisions the use of information technologies to **improve public discourse, increase dialogue between citizens and government, make government more open and transparent, improve the operation of government**, and bring the benefits of technology to everyone. (p.33.)



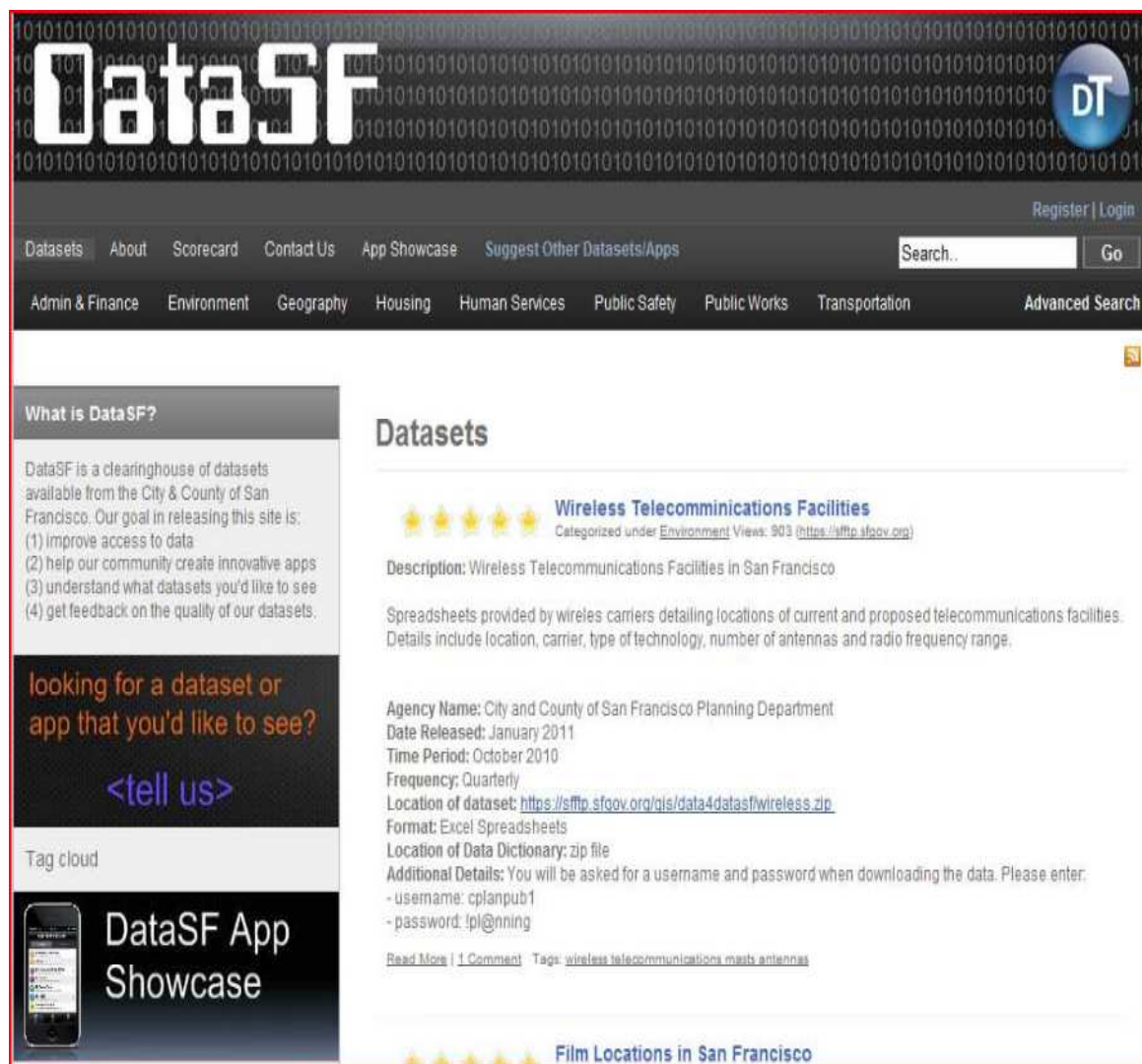
City of San Francisco Cloud Computing Strategy

ウォルトン SFC-CIO



Open Data Cloud Initiative

- Launch of DataSF.org in Aug 2009
- Nearly 200 datasets published and 60 applications developed
- Open Source based



a pleppli ation



Mom Maps – Mom Maps is a new iPhone application that helps you find kid friendly locations in San Francisco. It contains an extensive list of parks, playgrounds, restaurants, museums and indoor play areas that are kid friendly and fun. Using GPS you'll see results which are close to you, plus a map to get you there.



Routesy San Francisco – Routesy will help you find your way around the Bay Area's top transit systems — San Francisco Muni and BART — in real time. Simply choose the line you want to ride, and Routesy will show you the closest stop or station, along with real-time prediction data to make sure you make it on time.

デンマーク

- 財務省内にe-Gov Board事務局 (Digital Taskforce) を設置。
- 国民、企業は行政機関から紙の書類の受け取り拒否権を有する。
- 政府バックハウスのデータ連携。
- 国民ID、企業ID、市民ポータル、企業ポータルあり。
- シングル・サイン・オン
- 全国民にMy Page (2008年10月20日から)
- 2012年までに国・地方の行政手続きを全て電子化

デンマーク政府の考えるe-Gov:Push型行政サービス

• Personas



Ahmad, 34,
Nørrebro



Gitte, 60, Korsør

User-Centered development

- We have developed our personas from a lot of statistics and surveys about the Danish citizens
- The personas has been with us in all parts of the development
- Personas is a strong tool in user-centric design and development



Henrik, 25,
Sønderborg



Lars, 58,
Svendborg



Maria, 34,
Østerlars



Mehtap, 21,
Albertslund



Rikke, 18,
Birkerød

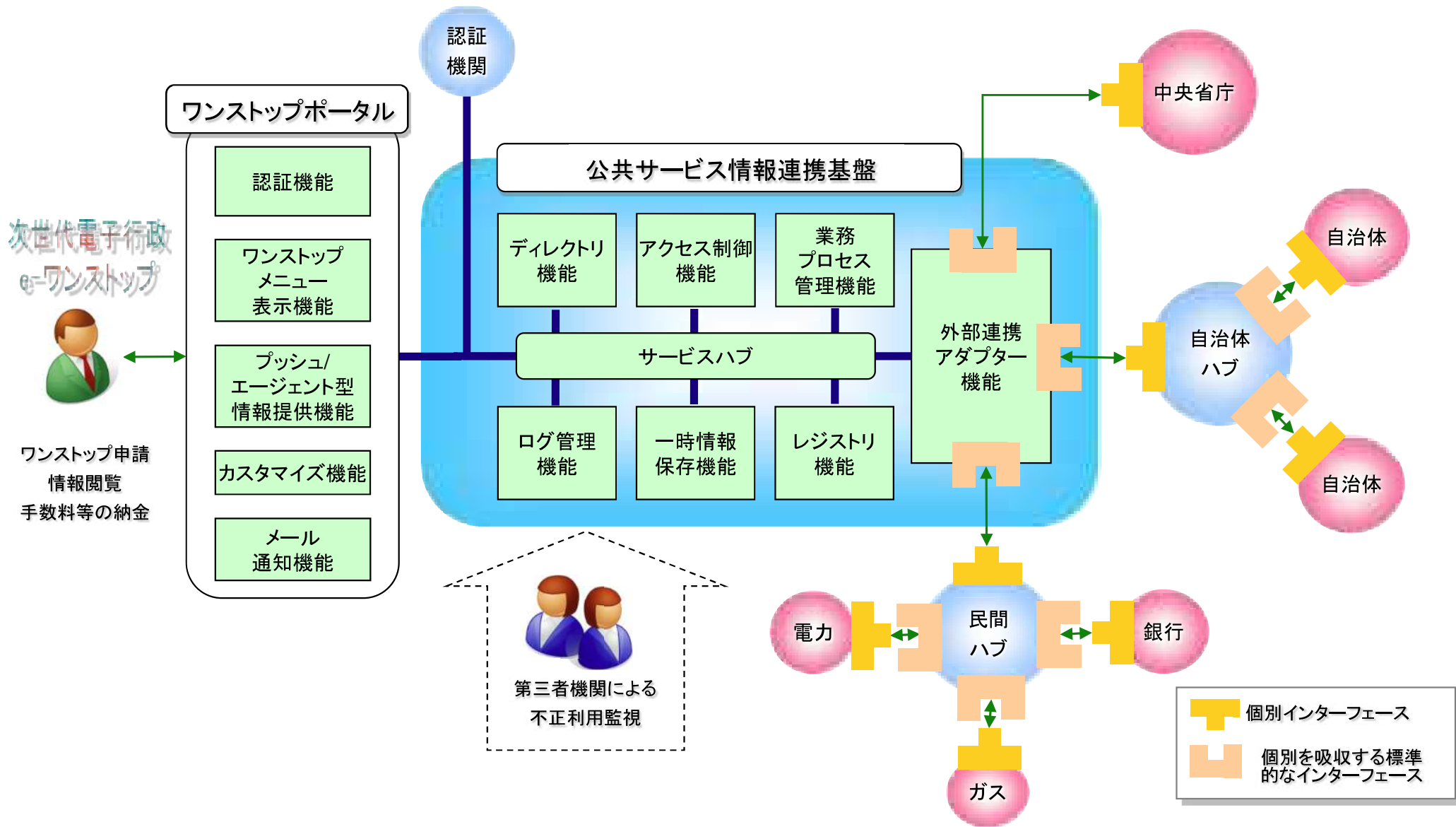


Peter, 33,
Frederiksberg

borger.dk

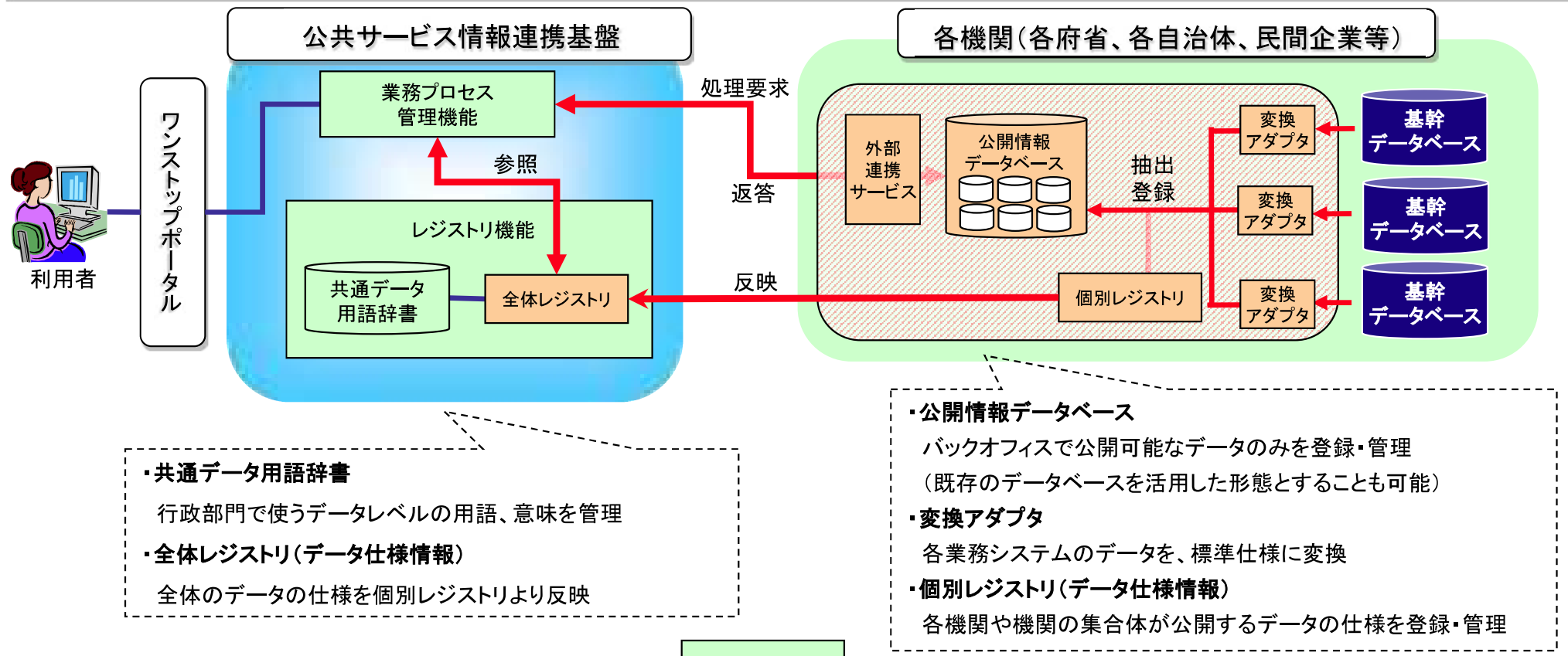
(資料) デンマークNational IT and Telecom Agency

公共サービス情報連携基盤のイメージ図



各機関とのデータ連携

- 行政情報のデータ連携を実現するためには、各機関が公開前提のデータを流通させる仕組みと、データ標準化を推進する仕組みが必要。
- データを要求する際には、連携する先の機関が保有するデータの仕様を確認する必要があるため、全体レジストリに登録されたデータの仕様情報を参照し、外部連携サービスに処理要求を行い、必要なデータを入手する。各機関のシステムは、アダプタを介してデータを標準仕様に変換し、公開前提の情報のみを公開情報データベースに格納する。
- 並行して、共通データ用語辞書等を活用し、公開データの範囲の拡大や、更に効率的な流通のためのデータ標準化を推進する。



<必要となる標準化ルールの例>

- ・行政情報作成ガイドライン…………… タグの命名ルールを規定。最低限遵守すべきルールを定めた規則が必要と考えられる。
- ・行政情報カタログ……………メタデータ(書誌情報)を規定。(例、作成年月日、作成者、データの概要、等)
- ・日本版DRM(Data Reference Model)……行政情報のデータ参照モデルに関して、データセットの枠組みの雛形を規定。

社会保障と税の一体改革における 「番号」(通称:「マイナンバー」)

番号制度導入の意義

- 番号制度は、複数の機関に存在する個人情報
を同一人の情報であるということの確認を
行うための基盤であり、社会保障・税制度の
効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を
実現するための社会基盤である。
- ➡ 社会保障・税・防災分野で番号制度を導入

番号制度導入の仕組み

付番

- 個人に対して
 - ・ 住民票を有する全員
 - ・ 1人1番号
 - ・ 見える番号
 - ・ 基本4情報と関係づけ
- 法人に対して
 - ・ 法人番号を付番

情報連携

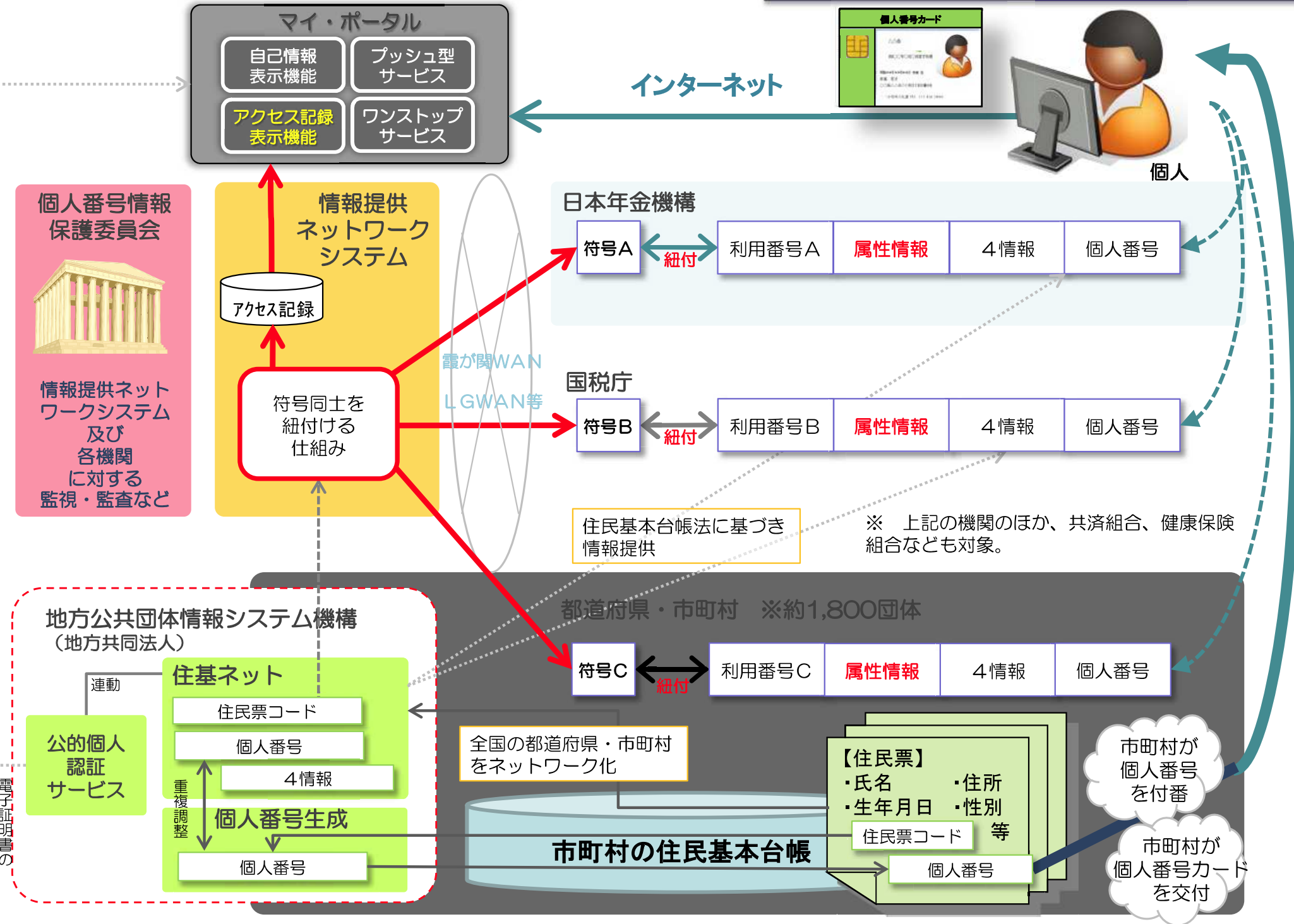
- 複数の機関間において、機関ごとのコード(番号)で管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み
 - ・ 連携される個人情報の種別やその利用事務を法令上明確化
 - ・ 情報連携に当たっては、情報連携基盤を利用することを義務付け

本人確認

- 個人が自分であることを証明する仕組み
- 個人が自分の番号の真正性を証明するための仕組み
 - ・ 正確な付番や情報連携、なりすまし犯罪等を防止するために不可欠

情報提供ネットワークのイメージ

出所：総務省資料(2012年4月)



番号を告知・利用する手続き①

■ 年金分野

- 国民年金及び厚生年金保険、確定企業年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払いに関する手続き

■ 医療分野

- 健康保険及び国民健康保険法等の被保険者に係る届出、保険料支払いに関する手続き
- 母子保健法、児童福祉法等による医療給付の申請、障害者自立支援法による自立支援給付の申請に関する手続き

番号を告知・利用する手続き②

■ 介護保険分野

- 介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続き

■ 福祉分野

- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続き
- 生活保護の申請
- 母子寡婦福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請手続き

番号を告知・利用する手続き③

■ 労働保険分野

- 雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続き

■ 税務分野

- 国税に関する法令の規定により税務署長に提出する書類への記載及びこれに係る利用
- 地方税に関する法令、またはこれに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類等への記載及びこれに係る利用

■ その他

- 災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払い戻しに係る利用

情報連携

■ 情報連携の範囲

- 準備中の番号法または番号法の政省令において、事務の範囲、個人情報の種類、情報提供元、提供先を規定する。
- ただし、大震災への対応等、特別の理由がある場合には、第三者機関の許可により、例外的な情報連携を可能とする。

■ 情報連携基盤の運営機関

- 引き続き検討

■ アクセス記録の確認

- 番号に係る個人情報のやり取りに関するアクセス記録の一定期間保存し、マイポータルで確認。

マイ・ポータル

■ アクセス記録表示

- 自己情報にいつ、誰が、なぜアクセスしたかを確認する機能

■ 自己情報表示

- 行政機関などが持っている自己情報について確認する機能

■ ワンストップサービス

- 行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

■ プッシュ型サービス

- 一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

第三者機関

■ 第三者機関：番号情報保護委員会（いわゆる三条委員会）

- 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする「番号情報保護委員会」を設置する。
- 個人情報の取り扱いの監視又は監督（説明要求、立ち入り検査、助言、指導、勧告、命令）
- 情報保護評価
- 内閣総理大臣に対する意見具申
- 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両院の同意を得て任命
- 政府から独立した職権を行使

地方公共団体での必要な対策例

■ システム改修そのものを動かす基幹業務

- 平成24年度から番号制度導入に向けたシステム改修の検討が必要
- その他

■ 業務改革の実施

- 紙を前提とした取り扱いの見直し(データベースを軸にした業務へ)
- 将来的には申請主義からの脱却(プッシュ型サービス中心に)
- 窓口業務の再編成(総合窓口への転換)

総務省の検討状況

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会

目的

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、国において関係法案等の準備が進められる中、地方公共団体においても、番号制度の目的や期待される効果等についての理解を深めるとともに、地方公共団体における番号制度を活用した事務の改善等の具体的な取り組み例やその際の留意点等を明らかにし、地方公共団体が番号制度の導入および活用にあたってのガイドラインを作成する。

主な検討事項

地方公共団体における番号制度の活用について
地方公共団体における具体的な対応(システム面での対応、業務フローの改善等)
地方公共団体における番号制度の導入に対応した個人情報保護のあり方について
地方公共団体における準備の進め方について 等

研究会の構成

< 学識経験者(敬称略) >

須藤 修(東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長)

石井 夏生利(筑波大学図書館情報メディア系准教授)

井堀 幹夫(東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員)

小尾 高史(東京工業大学像情報工学研究所准教授)

< 地方公共団体 >

岡山県、徳島県、川口市、千葉市、三鷹市、神戸市、多久市、秋田県井川町、神奈川県町村情報システム共同事業組合

< 中央省庁 > 内閣官房、厚生労働省、総務省、< 指定情報処理機関 > (財)地方自治情報センター

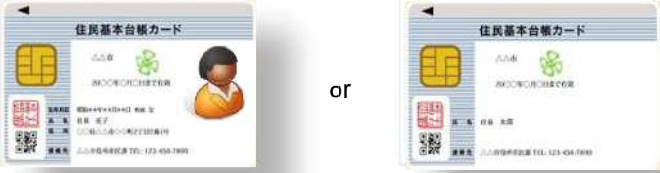

スケジュール

平成23年10月 第1回会合開催

平成24年 1月 第2回会合開催

平成24年 4月 第3回会合開催 < 平成24年度も引き続き検討 >

出所:総務省資料(2012年4月)

	住民基本台帳カード	個人番号カード
<p>1 様式</p>	 <p>○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択性 ○様式は市町村ごとに異なる</p>	 <p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する可能性あり) ○顔写真を券面に記載 ○様式は全国一律</p>
<p>2 作成・交付</p>	<p>○希望者に交付 ○市町村により即日交付の場合と窓口へ2回来庁を要する場合(申請時及び交付時)がある。 ○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料1000円(電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p> <p>【住民基本台帳法】 住民は、市町村長に対し、住民基本台帳カードの交付を求めることができる。</p>	<p>○原則として全国民に交付(目標) ○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)</p> <p>○全市町村が委託可能(地方公共団体情報システム機構を想定。民間事業者の活用も視野。) ○手数料を無料 →大量発行により単価を抑制、所要の経費を国費要求 ○交付事務は法定受託事務</p> <p>【番号利用法】 市町村長は、住民に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付しなければならない。</p>
<p>3 利便性</p>	<p>○身分証明書としての利用が中心</p> <p>○公的個人認証サービスの電子証明書は任意取得かつ行政利用のみ</p>	<p>○個人番号を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村による独自サービス拡大の可能性(コンビニでの証明書の交付等) ○将来的には、保険証機能を1枚の個人番号カードに一元化</p> <p>○公的個人認証サービスの電子証明書は標準搭載かつ民間事業者も活用可能に →マイポータルログインが可能→情報提供ネットワークシステムのアクセスログの確認をはじめ、将来的には行政からプッシュ型の情報提供 →e-Taxに加え、オンラインバンキング等でも利用可能</p>

本人確認・「個人番号」確認

就職、転職、出産育児、病
気、年金受給、災害等
確定申告時
市町村の戸籍・住民基本台
帳窓口

個人番号カード提示



- 所得把握の精度向上
- なりすまし被害の防止



マイ・ポータルへのログイン

- 電子申請()の利用促進
- 行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得



- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避



将来的には、保険証機能を
1枚の個人番号カードに一元化



インターネットへの安全なアクセス手段の提供

- インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放



オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

市町村による独自サービス拡大の可能性

- 市町村が個人番号カードを独自利用することが可能



コンビニ等での証明書取得など
サービス拡大の可能性

情報提供ネットワークシステムにおいて「符号」を用いることについて

情報提供ネットワークシステム導入のポイント

- 全国民の属性情報を個人番号と紐づけて管理する行政機関は存在せず、個人情報はいくつ行政機関において分散管理されること。
- 法令で認められた場合に限り情報連携を行うこととし、その運用状況を国民も自ら監視できること。

(参考)住基ネット訴訟最高裁合憲判決(平成 0年 月 日)

現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審のこのような具体的な危険が生じているということとはできない。

情報提供ネットワークシステムにおいて符号を用いるメリット

- 情報提供ネットワークシステムにおいて個人番号など個人を容易に特定する情報が流通しないこととする。

	個人番号で情報連携を行う場合	符号で情報連携を行う場合
①セキュリティの強化	○サイバー攻撃を行う者が、情報照会機関になりすます等により、情報提供機関から、個人番号+属性情報を詐取するリスクがある。	○各機関においてそれぞれ異なる「符号」を情報提供ネットワークシステムで管理するため、なりすましの危険性は低い。 ○仮に、「符号」+属性情報を詐取できたとしても、誰の個人情報か特定できない。
	○情報提供ネットワークシステムを管理する内部職員が個人番号+属性情報を詐取するリスクがある。	○情報提供ネットワークシステムを管理する内部職員は、誰の個人情報か特定できない。
②国民の懸念の払拭	○国民から情報提供ネットワークシステムが個人情報一元管理機関と見えてしまう。	○情報提供ネットワークシステムは個人番号を保有しないので、そのような懸念は払拭される。
③今後の拡張性	○個人番号を保有する機関間でのみ情報連携が可能 ⇒ 将来の民間利用も含め、情報連携するためには個人番号の利用範囲を拡大し続けざるを得ない。	○個人番号を保有しない機関も情報連携が可能。 ⇒ 個人番号の利用範囲と情報連携する機関の範囲を分離して議論することが可能。(今後の拡張性が高い)

情報提供ネットワークシステムにおいて「符号」を用いることによるセキュリティ強化

- 情報提供ネットワークシステムは、国家的な重要なインフラ。
 - 近年のサイバー攻撃により侵入をされないよう技術的な対策を講じることが不可欠。
 - サイバー攻撃を行う者が、情報照会機関になりすます等により、情報提供機関から個人番号＋属性情報を詐取するリスク
- 各機関においてそれぞれ異なり、民間に流通しない「符号」を活用して、当該リスクを低減

情報提供ネットワークシステムに「個人番号」を利用する場合

- ①個人番号を詐取
- ②サイバー攻撃
(情報照会機関へのなりすまし等)

- ③個人番号＋属性情報を詐取

情報提供ネットワークシステム

情報照会機関

個人番号 属性情報

個人番号

情報提供機関

個人番号 属性情報

民間に広く流通

情報提供ネットワークシステムに「符号」を利用する場合

- ①個人番号を詐取
- ②サイバー攻撃
(情報照会機関へのなりすまし等は困難)

- ③符号＋属性情報を詐取できたとしても、誰の個人情報か特定できない。

情報提供ネットワークシステム

情報照会機関

符号A 属性情報

個人番号

個人番号

情報提供機関

符号B 属性情報

個人番号

民間に広く流通

民間に流通しない

※個人番号は、厳重に管理されたサーバに保管

わたしたち生活者のための
共通番号推進協議会

I. 住民の避難と安否確認

被災者データベースの活用と 共通番号による情報連携



番号により、各避難所に必要な物資を迅速に判断。
男性用・女性用物資の数量、乳幼児用のおむつや粉
ミルクの数量などを的確に把握。

番号をキーに医療機関の電子カルテ情報を取得。
持病をもつ避難住民に必要な医薬品を。入院患者の
適切な受け入れ先病院選定。

Ⅲ. 復興へ向けて

※この段階では、紛失した被災者全員に共通番号カード(あるいは番号を格納した媒体)を再発行する。

被災自治体への義援金配分

番号をキーとする被災者データベース情報に基づき、被災自治体に適切、迅速な配分実行。必要なものを必要な場所へ。

銀行口座との連携

番号と暗証番号による本人確認で預金の引き出しに対応。国や自治体からの一時的に無利子融資なども、**番号**で管理されれば、口座へ振り込み。



IV. 生活の再建

資産管理と遺産相続

死亡者の財産処理に**番号**を活用。預金・保険・証券などの金融資産や土地・家屋などの固定資産を特定し、相続手続きを的確、効率化。

家屋損壊への対応

番号で管理している口座を活用し支援金、税の減免措置、義援金の配分。仮設住宅や空き住宅への入居申請なども共通番号で公平に。行政の仮設住宅建設計画に役立つ。

クラウドと「番号」の利用 災害対応のためのバーチャル自治体の実現

住んでいる場所から
社会保障サービスを
受けるという**固定概念**を突破し・・・

共通番号を使い、何時でもどこからでも
ネット上のバーチャル自治体とつながる



住民は全国どこでも**自由な場所**で暮らすことができる。
どこにいてもつながる安心感。

主要都市に
窓口設置や
訪問説明で
弱者にも対応